|  |
| --- |
| 運営規程に定めておかなければならない重要事項【児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第１５号）】第７１条の１３及び第７９条（準用）に基づく。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定居宅訪問型児童発達支援事業及び指定保育所等訪問支援の内容及び通所給付決定保護者から受領する費用の額⑤　通常の事業の実施地域⑥　利用にあたっての留意事項⑦　緊急時等における対応方法⑧　非常災害対策⑨　虐待の防止のための措置に関する事項⑩　その他運営に関する重要事項　 ※都として参考に示している事項　　 ・感染症等の予防及びまん延の防止　　 ・身体拘束等の禁止　　 ・適切な職場環境維持　　 ・従業者の研修について　　 ・個人情報保護関係　　 ・運営規程に定める事項以外の取り決め。⑪　附則　　 　当該事業の施行日・・事業開始の日＜参考＞**令和6年度障害福祉サービス等報酬改定**により、基準の新設及び見直しがありました。下記をご確認いただき、必要に応じ運営規程に追記してください。詳しくは「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」をご覧ください。（掲載先：こども家庭庁HP　https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei　　）**総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕（概要P6）**〇指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第４項・新設）〇児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第４項・見直し）　**事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕（概要P7）**〇指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の２・新設）　**支援におけるこどもの最善の利益の保障（概要P16）**○指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第２項・新設）〇児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第２項・見直し）〇児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第５項・見直し）〇児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第２項・新設）**インクルージョンに向けた取組の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕（概要P40）**〇指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の３・新設）〇児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第４項・見直し）**本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）（概要P82）**　〇本人の意思に反する異性介助がなされないよう、児童発達支援管理責任者等が、障害児の年齢等に応じつつ、支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきであること（解釈通知）　**個別支援計画の共有（基準）（概要P85）**　〇児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。（第27条第７項・新設）**その他、減算の新設（見直し）がございましたので、必ずご確認ください。**　　支援プログラム未公表減算（概要P7）、自己評価未公表減算（概要P11、P44）、虐待防止措置未実施減算（概要P83）、身体拘束廃止未実施減算（概要P84）、業務継続計画未策定減算（概要P88）、情報公表未報告減算（概要P89） |

# 居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援　の運営規程の例

運営規程

（事業の目的）

1. ＊＊法人（以下「事業者」という。）が開設する○○○○○○○（以下「事業所」という。）が行う指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問支援員等（以下「従業者」という。）が、障害児に対し、適正な指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を提供することを目的とする**等を記載する。**

　（運営の方針）

（１）居宅訪問型児童発達支援

　重度の障害の状態その他これに準ずる状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うものとする。

（２）保育所等訪問支援

　障害児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、障害児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を障害児及び保育所等のスタッフに対して行うものとする。

２　指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する区市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３　本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるものとする。

４　前項のほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年条例第一三九号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする**等の運営方針を記載する。**

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名　称　○○○○○○○

　二　所在地　東京都・・・・・・・・・・・

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　　　１名

　　　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

※他の職務と兼務する場合は、「○○と兼務」と明記する。

　二　児童発達支援管理責任者　　　１名

　　　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

　三　訪問支援員　１名以上

　　　個別支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。

　　　**等を記載する。**

（営業日、営業時間及びサービス提供時間）

第５条　事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

　一　営業日　月曜日から金曜日

　ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

※「国民の祝日を除く」という記載だと振替休日は営業日に含まれるので、振替休日も休所日とする場合は、「祝日を除く」と記載すること。

　二　営業時間　　１０：００～１６：００

　三　サービス提供時間　１０：００～１６：００

（指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の内容）

第６条　事業の内容は次のとおりとする。

　一　居宅訪問型児童発達支援

　（１）個別支援計画の作成

　（２）日常生活における基本的な動作の指導その他必要な支援

　二　保育所等訪問支援

（１）個別支援計画の作成

　（２）障害児本人に対する支援（直接支援）

　（３）訪問先施設の保育士等に対する支援（間接支援）

（通所給付決定保護者から受領する費用）

第７条　指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を提供した場合の利用料の額は、こども家庭庁長官が定める基準額によるものとし、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援が法定代理受領サービスであるときは、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

２　前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収する。

（１）通常の事業実施地域以外の交通費の実費　**等**３　前２項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付することとする。

４　事業所は第２項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○区、＊＊区とする。

（利用にあたっての留意事項）

第９条　**利用者が指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の提供を受ける際、利用者側が留意すべき事項を記載する。**

　　　　**（例）利用上のルール、設備等に関する留意事項等を記載する。**

**（例）保護者および指定障害児相談支援を提供する事業者に個別支援計画を交付する。**

（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者等は、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない**等を記載する。**

（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。**等を記載する。**

（虐待の防止のための措置）

第１２条　事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

　一　虐待防止に関する責任者の設置

　二　苦情解決体制の整備

　三　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

四　虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

（感染症等の予防及びまん延の防止）

第１３条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

２ 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

一　感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

（身体拘束等の禁止）

第１４条　事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（適切な職場環境維持）

第１５条　事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第１６条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（安全計画の策定等）

第１７条　事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

２　事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

４　事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第１８条　事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する**等があれば記載する。**

　一　採用時研修　採用後○カ月以内

　二　継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。**等の運営についての重要事項を記載する。**

※改定した場合には、その都度附則に施行日を追記する。

（例）令和３年４月１日施行

　　　令和３年１２月１日改正

　　附　則

　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

|  |
| --- |
| ☆　この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、基準を　満たす限り、任意のもので構わないものである。 |